

米国産牛肉の輸入問題に関する意見書

政府は、昨年12月12日、米国産牛肉の安全性に不安を持つ多くの国民の声を無視して、2年ぶりに輸入再開を決定したが、再開からわずか1ヶ月後の1月20日、成田空港で検疫手続き中の米国産牛肉から除去が義務づけられている脊柱（背骨）が見つかり、再び輸入停止の表明を余儀なくされた。

食品安全委員会は、輸入条件の実効性や遵守の担保について、リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省に強く求めてきた。政府がこれらを十分検証しないまま、米国の検査体制に関して十分な調査を行わずに輸入再開に踏み切ったことが今回の事態を招いたと言える。

政府は、特定危険部位の除去という輸入再開の大前提を遵守しなかった米国政府のずさんな対応に対して必要な資料の請求や実態把握を行い、その責任を明らかにすべきである。

よって、政府においては、現在の輸入条件の遵守に加え、日本並みの全頭検査が米国によりなされない限り、輸入を再開しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年(2006年)3月30日

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣

(提出者) 全議員